



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*53 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)

規 則

和歌山県規則第53号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第5条の6の2(見出しを含む。)中「第36条第1項第5号」を「第36条第1項第4号」に改める。

第13条第3号の4中「特定信託の契約締結に係る届出書」を「租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税・事業税の徴収猶予に係る担保提供書」に改め、同条第3号の5中「特定信託の信託事務の引継ぎに係る届出書」を「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税・事業税の徴収猶予に係る担保提供書」に改める。

別記第3号の4様式及び別記第3号の5様式を次のように改める。

別記第 3 号の 4 様式 (第 1 3 条関係)

租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税・事業税の徴収猶予に係る担保提供書					
年 月 日			本店所在地		
			和歌山県内の主たる事務所等所在地		
			フリガナ		
			法人名		
			代表者氏名	印	
県税事務所長 様			電 話		
地方税法 第 5 5 条の 2 の規定により下記のとおり担保を提供します。 第 7 2 条の 3 9 の 2					
担保される徴収金	事業年度	税 目	納期限	税 額	備 考
				円	
担保される金額			円		
提供する担保財産					
担保財産の表示	所 有 者		住所 (所在地)		
			氏名 (名称及び代表者氏名)		
	内 容		所在地		
			名 称		
			性 質		
			数 量		
価 格			円		
添 付 書 類					
供託書正本			通	登記済証	
登録済通知書			通	保証証書	
登録済証			通		
備 考					

別記第 3 号の 5 様式 (第 1 3 条関係)

租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税・事業税の徴収猶予に係る担保提供書					
年 月 日 県税事務所長 様			本店所在地		
			和歌山県内の主たる事務所等所在地		
			フリガナ 法人名		
			代表者氏名	印	
			電 話		
地方税法 第 5 5 条の 4 の規定により下記のとおり担保を提供します。 第 7 2 条の 3 9 の 4					
担保される徴収金	事業年度	税 目	納期限	税 額	備 考
				円	
担保される金額			円		
提供する担保財産					
担保財産の表示	所 有 者	住所 (所在地)			
		氏名 (名称及び代表者氏名)			
	内 容	所在地			
		名 称			
		性 質			
価 格	数 量	円			
添 付 書 類					
供託書正本			通	登記済証	通
登録済通知書			通	保証証書	通
登録済証			通		通
フリガナ					
連結親法人の法人名					
連結親法人の本店所在地					
備 考					

附 則

- 1 この規則は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の和歌山県税規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。